

豊橋市障害者自立支援協議会 全体会 会議録

名 称	令和5年度 第3回 豊橋市障害者自立支援協議会 全体会
日 時	令和6年2月29日(木) 13時30分～15時15分
場 所	あいトピア3階 多目的ホール
事務局職員	相談支援センター木もれ陽(阿部)、あいびっと豊橋(新井)、たまも荘障害者生活支援センター(鳥居)、発達・就労相談支援センターFLAT(中村)、あかね荘障害者生活支援センター(鈴木)、とよはし総合相談支援センター(島・浅井)、豊橋市役所障害福祉課(土屋・加藤・野々村・別所・石黒・前田・青竹・柳澤)
出席委員	椋山女学園大学(手嶋)、さわらび会玉藻荘(黒柳)、さわらび会あかね荘(光部)、岩崎学園(松下)、豊橋市福祉事業会(杉浦)、さざなみ(杉本)、ONE(柴田)、豊橋障害者(児)団体連合協議会(山下・野口)、とよはし総合相談支援センター(鈴木陽)、東三河南部障害保健福祉地域アドバイザー(江川)、豊橋公共職業安定所(菊地)、豊橋障害者就業・生活支援センター(安藤)、豊橋市社会福祉協議会(古川)、豊橋市民生委員児童委員協議会(亀山)、豊橋市医師会(大瀧)、豊橋特別支援学校(天野)、豊川特別支援学校(石川)、くすのき特別支援学校(岩倉)、豊橋聾学校(中野)、教育部教育政策課(戸苅)、こども発達センター(山口)、こども未来部保育課(中木)、福祉部長寿介護課(鈴木)、障害部障害福祉課(森高)
出席者	出席者25名、事務局15名、計40名
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会議開催状況について 2. 各専門部会の活動状況報告と協議事項について <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活支援専門部会 (2) 就労支援専門部会 (3) こども支援専門部会 3. 基幹相談支援センター・委託相談支援事業の相談体制について 4. 障害者虐待防止に係る事業所訪問実施報告について <ol style="list-style-type: none"> (1) 虐待件数の推移について (2) 障害者虐待防止に係る事業所訪問実施報告書 5. 障害者福祉基本計画・障害者(児)福祉実施計画について <ol style="list-style-type: none"> (1) 豊橋市障害者福祉基本計画(2024-2029)(案) (2) 第7期豊橋市障害者福祉実施計画(2024-2026)(案) (3) 第3期豊橋市障害児福祉実施計画(2024-2026)(案) 6. 令和6年度障害者自立支援協議会について <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和6年度障害者自立支援協議会体制(案) (2) 令和6年度障害者自立支援協議会スケジュール(案)

今回の課題	<p>1 会議開催状況について 資料1参照 (障害福祉課 野々村氏より説明)</p> <p>【意見等】 特になし</p>
	<p>2 各専門部会の活動状況報告と協議事項について</p> <p><報告></p> <p>(1) 生活支援専門部会 (生活支援専門部会 部会長 阿部氏より説明) 資料2-1参照</p> <p>(2) 就労支援専門部会 (就労支援専門部会 部会長 新井氏より説明) 資料2-2参照</p> <p>(3) こども支援専門部会 (こども支援専門部会 部会長 鳥居氏より説明) 資料2-3参照</p> <p>【意見等】</p> <p><u>生活支援専門部会</u></p> <p><u>事前意見</u></p> <p>・重層支援体制の充実と地域生活支援拠点に関するところで、面的整備として体制についてイメージ図がわかりやすくなっているが、実際面的整備として機能しているのか気になる。事業所の皆さんが面的整備の一員としての自覚があって、機能を果たしているのか。地域生活支援拠点に関する報酬の加算等もあるので、そちらも活用していただき、面的整備の一員として働くことのできる体制を望む。できれば地域生活支援拠点 5つの機能について各機能を果たす代表者の方が年に一度集まり、情報交換や評価等を行う場も必要と考える。</p> <p>➡地域生活支援拠点については平成28年度より面的整備ということで複数の機関が分担して体制を整備しているが、事業者や関係機関、地域住民の方への周知も不十分なところがあると思うので、ホームページに掲載するなど広報活動も含めて継続的に取り組んでいきたい。また、地域生活支援拠点の5つの機能を担う機関としては、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、グループホームなど、地域の事業所が中心となるので、事業所連絡会などの中でまずは情報交換等、今後は積極的に行っていきたい。</p> <p><u>会場での意見</u></p> <p>・重層的相談体制整備事業は、豊橋市は本格実施されているという認識でよいか。</p> <p>➡この4月から実施ということで準備を進めている。</p> <p>・相談体制整備事業が本格実施しないと、参加者の守秘義務規定が発生しないので、実際の検討ができない。今年実際にやってみて、守秘義務規定を設けることによって本来の重層的相談体制整備事業の情報の共有が図られることの効果が検証されるのか。来年度本格実施されたときに守秘義務規定を設けて、実際にできるケースがあるというところがどういう状況になっているのか。</p> <p>➡直接担当している取りまとめ役が別の課なので、そこと調整しながら進めていきたい。</p> <p>・重層的支援体制の地域生活支援体制というのが、当事者としてはその文言だけしか進んでいない感じがある。実際にどこに何をどんなことをするのか、しっかりわかっているものがない。その辺をしっかり表現していただきたい。</p>

➡来年度の施行に向けて会議を重ねているが、情報発信という部分で不十分なところがある。今後は情報開示を密にしていきたい。

・支援体制の充実が相談支援体制の充実整備ということの意味しているのか。重層的支援体制の整備、生活支援体制の話は連携するが、最終的にやる内容がセルフプランの議論というのには違和感を覚える。関係する介護や子どもなどの横のつながりの議論が全くない。いろいろな課題を複合的に抱えている方たちをタイムリーに切れ目なく支援していこうという市全体の話だと思うので、その中に障害福祉の分野がどうコミットメントして共有できるかという議論が必要であった。目標設定の中には高齢や保育・教育の連携とあるが、はたしてセルフプランの話だけなのか。実現したとしてもモニタリングはどうしているのか。セルフプランを実際にやっているところもあるが、ケアマネジメントに基づくプランはできていない。計画をしてどのようにそれをキャッチして評価するかが重要になってくる。

➡協議事項自体にいろんな課題を詰めすぎているのかなという現状もある。この協議事項のセルフプランについて検討していくというところと連動しているところがないので、課題の整理と仕分けというところを、意見を参考にしていきたい。セルフプランについても、懸念されることを指摘されているも含めて検討していきたい。

・BCPについて、能登のケースを見るとBCPのとおりには動けなかった。想定外のことが起き全員が被災するかもしれないというときに、地域で何十か所ある福祉避難所のうち、最初は2か所しか開設できなかった。現実として、各事業所は実現できるのか。また子どもの事業所に対して安全計画の作成が4月から義務だが、このあたりのことがどこにも触れられていない。BCPと安全計画はリンクしているので、どこか拾わないか。

➡BCPについては、研修等も義務化になるので見直し等していきたい。子どもの安全計画についても、生活支援部会と本専門部会のほうとも話をすり合わせて、内容に盛り込んでいきたい。

・強度行動障害について、研修で勉強しても現場で生かされない。実装研修のリサーチをしたらどうか。

➡机上や研修でスキルアップしていても現場で生かしていないところがあるので、リサーチと、事業所の支援しているところに入ってOJTを受けたりする場を設けたい。

就労支援専門部会

事前意見なし

会場での意見

・就職者数は就職率を上げたいということが協議事項にあるが、プレゼンテーション大会で就職率が上がるのか。なぜ就職が進まないのかという課題があったときに、就職できる方がいないのか、受ける企業側の体制が整わないのか、マッチングがうまくいかないのかなど、事業所間のつながりと利用される方たちへの情報提供の体制が整っていないと思う。本気で就職者数を上げるのであれば、もう少し大会の団体もしっかりとコミッションをもって迎えることができないか。実際に受ける企業が何に彼らを持っていくのかをどのくらいキャッチして

いるのか、福祉事業者側がよくわかっていないところがあるので、情報共有をしながらやっていただければよいと思う。事業者のスキルが向上していかないといけないということだが、そもそも就労系事業者の役割とは何かというところが、それぞれの事業所でしっかりと認知されていない。スキルアップを目指していくため、まず事業目的と基本的な自分たちの役割というものの認識不足に対してアプローチしたほうがよいのではないか。

➡先日のプレゼンテーション大会に参加した7事業所については、昨年に比べると就職者数自体は増えている。就労移行支援自体も、いわゆる就職率を高められなければ就労移行として経営が難しくなるというところで、豊橋市に関しては、就職者数自体は横ばいで、ただ利用者数は減っているので就職率は高まっている。ここの原因究明について来年度はもう少し具体的に反映していきたいと思うが、実際問題はこの就労移行の利用者数を伸ばしていけるか。逆に言うと、就労継続支援A型やB型、特にB型に関して利用者数は毎年ものすごい数が増えているが、B型に関して就職者数は伸びていない。全体の個数で言えば就職者数自体は基本的には大きく変わっていないが、法定雇用率が上昇していくので、どちらかというとならば就労移行の利用者数をどう上げていくのか、という部分を含めて来年度は勉強していきたい。事業所のスキルの向上については、事務局と検討したい。

こども支援専門部会

事前意見なし

会場での意見

・家族の支援力を高めるという点で、表現が気になる。支援力を高めるのか、養育力を高めるのか。何を高めるのか。ペアレント・トレーニングで子どもとの関係性が良くなり、子育てに余裕が出てくる。そうすると支援力を高めさせるということがはたしてペアレント・トレーニングの目的というのだろうか。児童発達支援センターの役割としてペアレント・トレーニングは重要なものになってくる。今通っている家族に対して各事業所でもセンターでもペアレント・トレーニングは必要だが、市としてやっていくというところで、対象者はセンターに関わっていない家族なのか。このあたりが整理されていないと事業所がオーバーワークになると思うので、役割分担を明確にしたほうがよい。

➡参加者の声で紹介したとおり、お母さん方がペアレント・トレーニングを受けることで心に余裕をもって肯定的に子どもを見ていくことができた、ということは効果の一つだ。ただそれを、支援力を高めるといふところにするのは、議論の検討をしていくべきところだと思う。また家庭の支援力を高めるといふことが課題としてあったが、ペアレント・トレーニング以外のアプローチ方法もしっかり考えていく必要がある。センターの役割分担に関しては、こどもの事務局にもセンターにも意見、現状等を伺いながら、来年度検討していきたい。

・専門職講座の名前ということで、対象者像をきちんとイメージして研修プログラムを考えたほうがよい。初級なのか中級なのか上級なのかも現状課題で、支援者の知識や習熟度により差があるというので、研修の満足度を高めることではなく習熟度を高めていき、それが現場での貢献につながるかどうかというフォローアップが必要ではないだろうか。

➡今年度は時期的なこともあり参加者が少なかったというところもあった。

・こども家庭庁ができて1年が経過するが、こども施策の中で、私たちも障害のある子ども達の発達支援をやっていくということが障害福祉のあり方検討会の中で示されていた。そうになると、この部会の中で関係するこどもの各部署や利用支援事業所、保健の関係の方達との連携が取れるような場を設けていくことを考えたほうがよいのではないかと。関係機関との連携とあるが、その先がない感じがする。障害福祉課だけではないこども施策に関係する各部署のつながりはどうなのか、という部分が抜け落ちているのではないかと思うので、充実させてほしい。

➡福祉だけでなく療育等とも連携をしていくことが掲げられているので、療育関係者連絡会議等でもしっかり議論をしていきたい。

補足

・ペアレント・トレーニングについて、児童発達支援センターに通っていない子どもを対象に進めていくということだが、そこに児童発達支援センターの職員が関わることで、各児童発達支援センターでもペアレント・トレーニングをとという方向は出されている。

その他

・子育てをされた方の中で、支援力を上げようと思って子育てした人はいない。子育てが楽しいのは、一緒に成長することを喜ぶというのが土台にあるので、家庭の支援力を高めるというのは違うと思う。障害を持つ我が子を抱えて、人生設計が違ってきてしまったという不安感を持ちながらも、我が子と向き合っていこうと思っているお母さん、お父さん達に、どうやってこの子と一緒に子育てを楽しんでいけるのかということだと思う。

➡こども支援部会のほうでは支援力というところを、今後修正を検討していただきたい。

3 基幹相談支援センター・委託相談支援事業の相談体制について

資料3参照

(障害福祉課 野々村氏より説明)

【意見等】

事前意見

・基幹センターで欠員があり、相談支援体制として充実できるかというところが不安だが、対応を考えているか。

➡早急に対応していきたい。

・委託相談支援事業所の困難ケースの対応について、1人の委託相談支援専門員が対応する困難ケースの件数の目安は決めているのか。また、委託相談支援専門員が計画相談のほうに忙しくなるとは本末転倒なので、その場合の扱いはどのように考えているか。

➡困難ケースの件数の目安は特に定めていないが、計画相談に手いっぱいだと委託ができないというのはやはり本末転倒なので、そういったことのないように今後は体制整備を考えていきたい。

会場での意見

・プロポーザルを実施したことによって、手を挙げない事業があったということは、結果としては体制強化につながらなかったのではないかと。プロポーザルが良かったのか。現に医療的ケアの部分で体制が整えられずにいるということは、何か大きな問題があるのではないかと。仕様を変えたところで手を挙げてもらえることなのか、そもそもの仕組みに問題があるのか。

➡医療的ケアに関して、医療的ケア等支援マネージャーを設置する予定ではあった。内容としては全体の把握という部分でわかりにくい状態なので、そこをしっかりとわかっていただく、関係機関ともつながって、課題がないかを抽出する、必要な研修等も実施していくというのを考えている。プラス的な事業として考えていたが、今現在そう至っていないので、そもそもの仕様が間違っていたのか。つかなければ現状のままという形になるが、今後検討会でも協議しながら、なるべくつけていける方向で検討したい。

・体制自体は間違いではないが、応募要領を見ると市が求めている業務に対する対価がミスマッチすぎる。それだけの人を配置してほしいならそれだけの報酬対価を出さないと、今のプロポーザル条件では応募するところがないと思う。

➡参考にする。

・委託相談事業所が輪番制でほととびあに常駐するというのは苦肉の策に見える。現状、医療的ケア児等支援マネージャーや虐待防止相談員に欠員が出たことによって、基幹相談が人数的に機能していないので、研修等の業務ができないというところで、こういう形をとらざるを得なかったのかなと思う。令和6年度に再募集する予定というなかで、この足りない部分の補足は市の職員でやってほしいと別の会議で言ったが、そのあたりはどうなっているか。虐待防止相談員がいないので豊橋市は虐待に対して手ぬるくなっている、という状態はないとは思いますが、実際どういうふうにかそこが埋まるまで継続するのか。

➡虐待防止相談員については、もともと市の職員が担っていた部分になるので、そこについては引き続き市が担当していくということで、機能が低下するということはない。

➡輪番制については、欠員が出たということとは切り離して考えていただきたい。委託相談のほうが増員になっているので、体制強化ということで今回体制見直し案を考えた。

・(総合相談支援センターより)今回委託相談事業所が輪番制に入るのは、基幹センターの職員が不足したからそこを補うということではない。あくまで基幹相談支援センターに周知が行って相談がよく入ってくるというところで、本来委託相談事業所に受けていただく一般相談の部分が、本来基幹相談支援センターが取り組む体制整備、人材育成という業務を圧迫してしまっているというところが現状なので、一般相談の部分を委託相談事業所の皆さんにしっかりと担っていただくということで考えている。欠員が出たというところに関して、プロポーザルで埋まらないと思う。基幹相談支援センターが担う体制整備や人材育成についてはそれなりの人材が必要になってくると思うと、豊橋として人材育成ビジョンのようなものをしっかりと作っていただいて、計画的に人材を作っていくことを考えていただきたい。

4 障害者虐待防止に係る事業所訪問実施報告について

(1) 虐待件数の推移について

資料 4-1 参照

(2) 障害者虐待防止に係る事業所訪問実施報告書

資料 4-2 参照

(障害福祉課 石黒氏より説明)

【意見等】

事前意見

・虐待はどの事業所でも起こることがあるため、常に市役所や外部の相談支援専門員の方などはしっかりと各事業所に関わるようにしていただきたい。相談支援専門員が全く訪問に来ない話はよく聞く。モニタリングに行かないことはネグレクトとして捉えて市から指導をきちんとするべきであると思う。閉鎖的になりやすい入所施設やグループホームへの訪問は、短い期間での訪問を継続していただきたい。また管理者やサービス管理責任者がよく変わる事業所、職員の入れ替えが多い事業所に関しても、訪問を定期的にお願したい。そのためにも、ほっとびあ虐待防止相談員の配置ができていないことは豊橋市として大きな課題があると思うので、早急な対応をお願いします。

➡相談支援事業所連絡会において、相談支援専門員は、受給者証に記載されたモニタリング月に必ずモニタリングを実施するよう、またモニタリング月が変更になる場合は障害福祉課まで連絡いただくように周知はしている。入所施設やグループホーム、また管理者をはじめ職員の入れ替えが多い事業所についても定期的に事業所訪問をしたほうがよいことは認識している。今後、虐待防止に係る事業所訪問を継続して行っていく予定ではある。その際にどのように訪問していくか、運営会議等で検討し実施していきたいと考えている。虐待防止相談員についても、配置ができるよう今後も協議していきたい。

会場での意見

・虐待を起こしてしまった事業所の中でも、全ての職員が虐待しているとは思っていない。一生懸命頑張っている職員も中にはいると思うが、そういう職員は結局、そういう現場を見て嫌で、多分改善されないので辞めていくというような流れがあり管理者やサービス管理責任者が変わっているのではないかと。虐待が起こる前に虐待防止相談員が回り、そういう方たちの意見を吸い上げるという意味でも、虐待防止相談員のほっとびあ配置は早急にお願したい。

➡現時点では虐待防止相談員は、実際に虐待が起こったところのモニタリングの部分を実体的にやっていく、養護者の虐待で継続的に関わったほうがよいケースなどにも入っていただくところをメインとして考えており、虐待防止方法については別物として考えている。ただ、そういった部分も虐待防止相談員にやってもらったほうがよいのではないかとということについては、今後運営会議等で検討して協議できたらよいと思う。

・市の訪問実施報告書は全国でも高い評価を受けていると思う。虐待を見つけ出すとか、虐待をさせないための研修ではなく、より良い支援を実現する機会のためのベクトルとして、この訪問を市がしている。各事業所での悩みに対する助言が載っているが、それは虐待かどうかのジャッジを目的とするのではなく、そういった悩みに関しては、こういったより良い支援の考え方をしたらどうか、ということのアドバイスを、非常に高い意識を持ってやっていただいている。今後このような質問内容を、事業所の方が支援で困っている内容に

に関してそれは虐待かどうかをジャッジするのではなく、それをどうより良い支援に変えていったらよいか、という助言を、自立支援協議会の研修の中で取り組んでいただけないか。この助言を今回は市が書き込んでいるが、これを自立支援協議会の会員や事業所同士でアドバイスを書き込んでいくような成果物を作っていくことにより、お互いが自分たちの支援を公表していくという研修の一つのツールとして役に立つのではないか。

5 障害者福祉基本計画・障害者（児）福祉実施計画について

(1) 豊橋市障害者福祉基本計画（2024 - 2029）（案）

資料 5-1 参照

(2) 第7期豊橋市障害者福祉実施計画（2024 - 2026）（案）

資料 5-2 参照

(3) 第3期豊橋市障害児福祉実施計画（2024 - 2026）（案）

資料 5-3 参照

（障害福祉課 野々村氏より説明）

【意見等】

事前意見 時間の都合により個別に回答

会場での意見

・計画の概要について、誰もが活躍し、互いに尊重しあうことのできる社会で、現在の生活水準を維持するために誰もが活躍するという話なのか。誰もが安心して暮らせる豊橋市にするためにみんなで頑張るという話ではないのか。虐待防止のところも、障害者の救済を図ることが相談体制の充実とか、それが論点なのか。障害者が救済の対象だと捉えられるのではないのか。感染症拡大等非常時への対応のところも、障害者を含めた脆弱な立場に置かれた人たちとあるが、わざわざ脆弱という表現を入れる必要があるのか。また、事業者の経営の話は併記すべきものなのか。国の動向で、こども家庭庁を中心としたこども施策の話は障害児支援と密接に関係するが、書き込まなくてよいのか。

・基本施策について、インクルーシブ教育を実施し、こども達の交流の充実を図ると書いてあるが、障害のある子とない子の交流を図ればインクルーシブ教育が進むという読み取り方もできてしまうので、この表現は違わないか。

・総量規制で、計画値を下回ったら復活するということがあったが、社会情勢やニーズの変化によってその計画値が変動する可能性がある。計画の途中であったとしてもその見直しは、結果を見直さない限りは変わらない。協議会として判断していくのか、市として判断するのが曖昧なままである。それを実施計画に書き込むべきことなのか。どういう場になったら見直しをするのか。

・障害者の雇用代行ビジネスについて、基本計画、実施計画の中に、雇用代行ビジネスに関わることが読み取れる文言が入っていない。雇用代行ビジネスについての取り組み、いわゆる雇用率を達成するために、このまま進めてよいのかというところを、市として議論を進めていただきたい。愛知県に関しては、2月15日に県の人権推進プランのパブリックコメントが締め切られている。もうすぐ愛知県の人権推進プランが発表されるはずだが、その中で、人権施策推進委員会の議事録がホームページ上でも公開されている。もうすでに障害者の雇用代行ビジネスに関しては歯止めをかけるような形で、障害者の方たちの人権という視点か

ら、あまり積極的に進めるのではなく、丁寧にチェックをしていく必要があるという議論がされている。そういったことも参考にさせていただきながら、豊橋市としては就労支援専門部会のほうも障害者の就労先の拡大の検討という大きなひな壇が出ているので、そこに雇用代行ビジネスを加えるのか加えないのかというところも注視しながら進めていただきたい。

- ・総量規制のところはまず障害福祉課で決めるのか自立支援協議会全体で決めていくのか、方針を出していただきたい。

- ・総量規制では、地域性とか、もう既存の指定が取れない事業でも、質の高い事業所が指定を取りたいときはプロポーザルのような仕組みが必要ではないのか。総量規制をしたときの課題等をまとめて検証していく必要があるように思う。

- ➡総量規制については、するしないは法律の規定上、市になっているので、意見は参考にすることが最終的に決めるのは市になる。地域ごとというのは今検討している中で難しいと思っている。実際に規制を解除するときも、一気に解除するわけではなく、地域性も踏まえて解除する方法を考えていきたい。解除のときには自立支援協議会の意見等は参考にしたい。

6 令和6年度障害者自立支援協議会について

(1) 令和6年度障害者自立支援協議会体制 (案)

資料 6-1 参照

(2) 令和6年度障害者自立支援協議会スケジュール (案)

資料 6-2 参照

(障害福祉課 野々村氏より説明)

【意見等】

事前意見

- ・各専門部会の構成員をしっかりと見直して、当事者の意見をもう少し反映できるようにしていただきたい。

- ➡当事者自身の参加、課題に対する意見聴取などを実施して、当事者の意見を反映できる方法について引き続き検討していきたい。

会場での意見 特になし

○来年度開催予定

令和6年度	第1回全体会	令和6年5月
	第2回全体会	令和6年9月
	第3回全体会	令和7年2月